

~~~~~  
=再開 午後1時0分=

○副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。31番中野吉邦議員。

〔中野吉邦君登壇〕

○31番(中野吉邦君) 質問通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。理事者の皆さんの明快なるご答弁をいただきたく思います。

まず、交通災害共済事業の存廃についてご質問をさせていただきます。

昭和43年、1日1円、年間365円の掛金で死亡見舞金50万円、長崎市交通災害共済制度がスタートいたしました。共済見舞金制度の見直しを行いながら、昭和60年に年間掛金500円に改正し、現在に至っています。この間、交通災害共済基金を時々取り崩しながら事業を推進してこられました。平成4年から毎年約1,900万円程度の基金取り崩しが必要となり、平成12年度末の基金残高は8,115万8,127円であります。基金残高が1億円を割ると、共済制度の事業存続に赤ランプが点灯することになると聞き及んでいることから、このままの加入率、見舞金の支給額で推移をしていくと、平成14年度で2,000万円、平成15年度で4,000万円、平成16年度で6,000万円の一般財源を投入する必要があると思われまます。

民間の損保会社がいるいろいろな保険の商品を出して充実しておる今日、市民がより高額な補償のある保険を望む傾向が高まっている今日、加入者数が減少していることなどを考え合わせると、この交通災害共済制度は、廃止を含めて検討する時期にきていると考えますが、市当局のお考えをお示しいただきたく思います。

次に、出島復元整備事業についてご質問をいたします。

出島は、江戸時代の鎖国期において、日本と西欧を結ぶ唯一の窓口であり、経済、文化、学術の交流の拠点として、我が国の近代化に多大な貢献を果たしてまいりました。明治時代に入り、出島周辺の埋め立てが進み、築造当時の海に浮かぶ扇形の原形は失われ、市街地に接続することになりました。世界的に貴重な歴史的遺産である出島の復元は、本市にとって大切な使命であることから、まちづくりの重要な核と位置づけ、その復元を今日まで図ってこられました。

日蘭交流400周年に間に合うように、ヘトル部屋、料理部屋等5棟を復元完成させました。だが、この5棟の復元をすることに、こんなにお金をかけなければいけないのかという疑問がわいております。例えば建築費が一番高い料理部屋は、坪単価385万4,400円、そして、建築費の一番低い二番蔵でも、坪単価199万3,200円であり、5棟の平均では坪単価265万3,200円にもなっております。復元するためには、材料や工法は原則として、同時代のものを踏襲しなければならないという法的な根拠はありますけれども、余りにも費用がかかり過ぎるのではないのでしょうか。この件につきまして、理事者の方は、どのようなお考えを持っているのか、お答えをいただきたく思います。

また、広く国内外の個人、法人、団体の善意による寄附を受けるため、平成8年3月、松田嶋一氏を会長に、当時の十八銀行頭取、親和銀行頭取、三菱重工業株式会社長崎造船所所長の3名を副会長に、中山素平、相川賢太郎氏らを顧問に、そうそうたる著名人57名に参加をいただき、出島復元募金活動推進委員会を設立なさいました。目標額を10億円にし、ことし3月には、この目標を達成し委員会も解散をいたしました。5月18日現在では10億2,728万9,555円の基金が集められました。現在、公有化率も96.5%に達し、用地買収の関係等から復元の見通しが立っていなかったカピタン部屋を初め6棟を復元されようと計画なさっておりますが、用地買収が完成したら、遺構調査、基本設計、実施設計、それから建築という復元スケジュールになると考えられますが、目標年度をお示しいただきたいと思います。

また、出島基金10億円を、今後どのような形で活用されようとお考えなのか、あわせてお示しをいただきたく思います。

最後に、都市計画行政について、3点お尋ねをいたします。

人々が集い、賑わいをつくり出すには、広場の整備が不可欠であります。諸外国や先進各都市を見るまでもなく、都市の中心部や商店街の中心部には必ず広場があり、各種イベントやスポーツなど多目的な活用が図られています。長崎市では、土地事情の厳しさから、都心部に近い場所に広いスペースを確保することが難しく、また、整備された運動場も少ないことから、休日などにスポー

ツ愛好者が気軽に利用できる場所と機会の要望が必ずしも満たされているとは言えないのではないのでしょうか。

先日、長崎市第三次総合計画書なるものを手にいたしました。その中の地区別計画を調べて見ますと、238ページの中央東部地区においては、淵中学校移転に係る残土処理場と思われる場所が地区公園として位置づけてあり、また、242ページの中央南部地区におきましては、出雲浄水場跡地とおぼしきところが地区公園として位置づけてありますので、この位置づけを前提として、以下、質問をいたします。

ところで、片淵中学校の新築移転事業に伴って、中学校移転用地造成残土処理場の工事が進捗中であり、この造成地は7.23の大水害のような大雨を想定し、下流の河川容量の実態から、洪水時には調整池として一時貯水機能を果たす目的で整備していると今まで聞き及んでいましたが、第三次総合計画に地区公園として位置づけしてあることから、市当局も有効利用を考えていると思いますが、いかがですか。

埋立地の有効面積が1万8,000平方メートルとのことであり、こんなに大きな広場は、都市中心部ではありませんし、道路アクセスも十分な場所であると思いますので、当局の地区公園と位置づけした内容を具体的にお示しをいただきたく思います。

次に、中央南部地区の出雲浄水場跡地につきましては、平成10年12月8日に私が質問をいたしました。そのときの市長答弁は、余りにも長い年月がかかり過ぎ重く受けとめていますという内容でございました。平成6年には、自治会、地権者の説明が終わり、平成7年末には測量も完了し、平成8年末には実施設計も完了しているはずであります。この5年間、何の手もつけなかった原因は何なのか、お答えをいただきたい。

関係地区住民、地権者には、自分の土地を自由に有効活用することにストップをかけていながら、何ら説明もなく無責任極まりないと思いますが、いかがですか。

最後に、斜行エレベーターの運行方法と道路整備について質問をいたします。

市内の70%が斜面地の本市にとって、通常の街路整備では莫大な費用と時間がかかり、人口の流

出、住民の高齢化、家屋の老朽化等の諸問題も並行して生じてきており、通常の街路整備手法によらない街路機能導入方策として、斜行エレベーターを導入された経緯がございます。平成14年3月には運行開始ができると聞き及んでおりますが、その運行方法、すなわち運行時間、安全点検方法、乗客の安全確保対策、途中駅は何力所など、完成後の運行方法をお示しいただきたく思います。

また、斜行エレベーターの地元説明会の中で、既存市道を4メートルから6メートルに拡幅すると説明したにもかかわらず、斜行エレベーターの地権者に市が土地を代替地と与えました。その代替地を与えたにもかかわらず、なぜ、この4メートルから6メートルに拡幅する市道の拡幅にご協力いただけなかったか、その点のご説明をお願いをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。=(降壇)=

○副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長(伊藤一長君) 中野吉邦議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の交通災害共済制度でございしますが、議員ご指摘のように、昭和43年より激増する交通量に伴った交通事故の発生が多くなったことから、災害を受けた人を救済するために実施された制度でありました。ご指摘のように、1人1日1円、年額365円の会費で、万一死亡された場合には死亡見舞金が支給されるほか、傷害の程度に応じて、共済見舞金が支給されるものであります。全国的にも、ほぼ同時期に各自治体を取り組んできた制度でございします。

その後、制度的には、昭和48年度に葬祭見舞金の制度を設けるとともに、死亡者見舞金を50万円から70万円にしたほか、昭和52年度には同じく死亡見舞金を100万円に、昭和54年度には傷害の程度に後遺障害を追加し、昭和57年度には、共済加入資格者の扶養家族で修学のために市外に居住しておられる方々も対象とするなど、共済加入者の資格拡大を図ってまいりました。昭和60年度には、会費を1人年額500円に改定をし、平成2年度には、死亡者見舞金を現行の120万円とし、平成5年度からは、交通遺児1人につきまして10万円を支給する育英見舞金を新設するなどの制度改正を

行い、現在に至っております。

交通災害制度への加入状況でございますが、昭和43年度スタート時には、加入者8万4,932人、加入率20.3%でスタートいたしました。昭和59年度には、加入者21万8,903人、加入率49%と最高に達したものの、それ以降は加入者数等年々減少いたしまして、平成12年度でございますが、加入者は15万3,607人、加入率も36.5%という状況に至っております。加入率低下につきましては、自治会を通しての団体加入率自体は平均的に推移しているものの、加入世帯が核家族化したことと自治会への加入そのものが減少したことなどから、加入者数が減少していること、そして、ご指摘のように、民間の損害保険会社における保険の商品が充実をしております、市民がより高額な補償のある保険を志向する傾向が高まってきていることなどが要因になっているのではなからうかと思えます。

この制度は、交通災害共済事業特別会計で運用しております、昭和50年より共済基金を設け、事業の収支の均衡を図っております。基金運用の面で見ますと、昭和58年に1,300万円、昭和59年には1,800万円を取り崩した以外は、平成3年までは、基金の取り崩しはあっておりません、昭和61年3月から平成3年までの6年間、事業収益から基金への繰り入れを行い、平成4年度末の基金残高は1億7,512万9,305円に達しております。

しかしながら、それ以降でございますが、金利が下がり続けたということもありまして、加入率が低下する一方で、見舞金の支給額もふえ続けておりまして、中野議員ご指摘のように、ここ数年は、毎年1,900万円程度の取り崩しが生じるなど共済事業の収支のバランスが大きく崩れていることが影響して、基金残高は減少し続けております。そして、平成12年度決算見込み額におきましては、基金残高は8,115万8,127円となっております。

一方で、この交通災害共済制度は、交通事故発生から3年間は見舞金の請求期間があることから、この制度を独立して存続していくためには、3年間分の見舞金約5,000万円を確保しておく必要があります。過去の見舞金の支給状況と取り崩し後の基金残高から推測いたしますと、具体的に中野議員は壇上で申し上げましたが、近い将来、一般

財源を投入することなく、そのまま制度を維持することは極めて困難な状況にあります。基本的には、この制度が共済でありまして、相互扶助の精神で運営されるべきであることを考えますと、過去の常任委員会におきまして、制度の存廃を含めた検討の必要性を再三ご指摘をいただいた経緯等もございます。まさに、見直しの時期にきていることは私ども認識をいたしております。

こうした現状認識を踏まえまして、今後、早急に検討の委員会を立ち上げまして、さまざまな立場の方々のご意見を集約させていただきながら、一定の結論を見出さなければならぬのではないかと、また、そういう時期にきているのではなからうかというふうに考えているところでございます。

次に、出島の復元整備でございますが、国指定史跡「出島和蘭商館跡」復元整備事業は、長崎市のまちづくりのシンボリックな事業であるばかりでなく、国際的にも極めて重要な文化遺産の復元でありまして、国、県及び地元関係者を初め全市民的な理解を得ながら、着実に進めさせていただいているところでございます。護岸石垣の復元、史跡内に現存する明治期等建物の整備活用などに取り組み、昨年4月には、おかげさまで19世紀初頭の復元建造物5棟が同じ場所に本物の姿でよみがえったわけでございます。

また、史跡を整備するための必要条件であります史跡内民有地の公有化の件でございますが、平成12年度末で公有化率96.5%になっております。皆様方のご協力によりまして、本年度、さらに公有化が進み、近いうちに100%となるように鋭意努力をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

今後の整備計画につきましては、出島の中心的建物であります商館長の居宅、カピタン部屋など6棟の復元を目指してまいります。

まず、本年度6棟の敷地内にかかわります遺構調査を行い、続きまして、基本設計、実施設計を経まして、復元建造物の建設を行う手順となっておりますが、あわせて南側石垣の顕在化の問題、また、出島のゾーン化の問題、出島橋の振替等の問題を関係機関と鋭意協議をしながら、早期の実現に向けて積極的に事業を推進していく所存でござ

ざいます。

次に、出島復元整備基金の活用方法についてでございますが、出島史跡整備基金は、昭和53年3月に、出島和蘭商館跡の整備事業費の財源に充当するために設置をされまして、平成8年10月には、議員ご指摘のように、出島復元整備事業を財政的に支援していただくために、地元経済界の皆様方を中心に、出島復元募金活動推進委員会が設立をされました。同委員会は、平成12年度末までに10億円を目標に掲げ、昨今の厳しい経済状況の中ではございましたけれども、全国的な募金活動を積極的に展開していただきまして、多くの団体、企業、個人の方々から心温まるご寄附を賜りました次第でございます。昨年11月には、その目標額10億円を達成いたしました。これもひとえに出島復元募金活動推進委員会の皆様を初め募金していただきました皆様のご協力のたまものでございまして、この場を拝借いたしまして、厚くお礼を申し上げさせていただきますと思います。

さて、出島復元募金活動推進委員会の活動は、平成13年2月26日の総会をもって終了いたしまして、その募金全額を出島史跡整備基金に積み立てておりますが、平成13年5月18日現在で10億2,782万9,555円となっております。

今後の活用方法でございますが、出島表門橋の復元にというお話もありますが、どのような使途が募金に協力していただいた皆様方の善意に応えることになるのか、関係機関と協議をいたしまして、皆様方のご意向を十分尊重させていただき、決めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

1951年（昭和26年）から着手されました復元計画からまさに半世紀、西暦2000年によみがえった5棟の和蘭商館、そして出島の一部にこれは過ぎません。かつて日本とヨーロッパをつなぐ唯一の窓口でありました出島、その復元の道は、出島が19世紀初頭の姿でよみがえる日に向かって、今後とも、皆様方のお知恵、お力をおかりしながら、後世に引き継げるように、よりよい出島復元に向けまして頑張りたいと思いますので、ご支援、ご理解、ご協力のほどをよろしく願ひさせていただきますと思います。

次に、出雲浄水場跡地の活用につきましてお答えをいたしたいと思います。

出雲浄水場跡地への取付道路につきましては、都市計画道路小ヶ倉蛭茶屋線より分岐し、公園整備が予定されている当該浄水場跡地に至る延長約500メートルの区間において、市道出雲17号線として整備することとしております。当路線につきましては、平成10年12月議会及び平成12年9月議会におきまして、公園計画及び取付道路の推進について答弁を申し上げましたとおりでございます。

さて、その後の進捗状況でございますが、平成8年3月までに歩道なしの道路として測量、調査、設計及び市道認定の手続きを完了してはおりますが、平成12年5月に供用が開始されました都市計画道路小ヶ倉蛭茶屋線の利用状況及び道路の安全性や利便性を考慮した結果、歩道設置の必要性を認め、再度、設計の見直しをしたところでございます。

本路線は、長崎市といたしましても、重点箇所として考えておりますので、できるだけ速やかに、地元自治会及び関係地権者の皆様方へ再度説明会を開催いたしまして、ご理解をいただいた後に、事業に着手する予定でございます。今後は、道路整備に必要な道路特定財源の一般財源化の問題並びに地方交付税の削減問題等も昨今、降ってわいたように出てまいりましたが、できるだけ早期の完成を目指しながら、この事業を進めてまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。

次に、公園計画の件でございますが、地元住民の皆様方のご意見をお聞きしながら、ソフトボールなどができる多目的広場を中心に、当該地が桜の名所であったことを踏まえまして、市住民の憩いの場としての整備を図るとともに、一部水道用地として活用する部分もあることから、水道局とも調整を図りながら、公園の規模、施設内容を検討してまいりたいと考えております。

今後の公園整備につきましては、先ほど申し上げました市道出雲17号線の進捗状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願ひ申し上げたいと思います。

以上、私の本壇よりの答弁といたしまして、他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えをいたしたいと思いますので、よろしく願ひいたします。＝（降壇）＝

○教育長（梁瀬忠男君） 出島復元整備事業の中の

復元建造物5棟の建設費の問題についてお答えさせていただきます。

出島は、国指定の史跡であることから、復元をするためには、文化庁の史跡等における歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会の承認及び文化庁長官の現状変更の許可が必要となります。この許可を得るためには、建造物の復元及び工事により、保存すべき遺跡等を損傷してはならない等の工事施工上の制約と復元に際し用いる材料や工法は原則として同時代のものを踏襲すること等が条件となっております。

今回の復元につきましては、伝統的な工法を用い施工しておりますが、伝統的な工法を用いますと、土壁のように塗っては乾燥させ、また塗るというように多くの手間と時間がかかりますので、工事費が割高になり、また、木材、かわら、ガラス、壁紙である唐紙などは、歴史的考証により往時のものを再現していますので、特注品となり建設費がかさんでいる部分もございます。

しかしながら、今後の復元につきましては、できる限り建設費が高くならないように関係機関と十分協議を重ねて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○企画部長（原 敏隆君） 都市計画行政についてのうち、片淵中学校移転に係る埋立地の広場活用についてお答えいたします。

中野議員ご高承のとおり、片淵中学校移転用地造成工事に伴い、約19万立方メートルという多量の建設残土が発生いたします。これを処理するための施設として、片淵3丁目、4丁目地内の用地を本体事業の附帯工事として、残土処分場を設置いたしました。この残土処分場は、整備面積約3万2,000平方メートル、そのうち有効面積約1万8,000平方メートルとなっております。平成14年2月の完成を目指して、長崎市土地開発公社で整備を行っているところでございます。

なお、当該用地は、議員ご指摘のとおり、昭和57年の7.23大水害のような大雨が降った場合にも、敷地内に雨水をためて流量の調整ができるような設計となっており、調整池としての機能も有しております。

片淵中学校移転に係る残土処分場の利用につきましては、庁内関係課長会議を開催し、今後の活

用策を検討しているところでございます。当該用地は、約1万8,000平方メートルと広範な公共用地であり、都市計画マスタープラン及び長崎市第三次総合計画の地区別計画における構想としましても、市民の方や地域住民の皆さんが広く利用できる地区公園として位置づけられているところでございます。

ただし、当該用地は、市街化調整区域でございまして、現在、上下水道は計画区域外となっております。しかも、上下水道を整備する場合は、上水道では約800メートル、下水道では約300メートルという布設工事が必要であり、多額の事業費が生じてまいります。

いずれにいたしましても、当該用地の整備方針は、本市の財政状況や全市的な地区別計画の優先度などを考慮しながら、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○都市計画部長（松本紘明君） 斜行エレベーターの運行方法についてお答えいたします。

斜行エレベーターの導入につきましては、歩行支援施設として、南大浦地区の斜面市街地の住宅地に導入し、都市防災、交通安全、居住環境の改善を目的として整備を進めております。

斜行エレベーターの導入位置につきましては、歩行者の流れや道路、公園、学校等の公共施設の配置状況及び市場・商店街等の立地、また、バスや路面電車などの公共交通機関との連絡等を総合的に勘案し、地域住民にとって最も利便性が高く、観光対策にも対応できる投資効果が高い地区を調査した結果、南大浦小学校下への導入が最適と判断し、歩行者専用道路南大浦線として延長160メートル、幅員12メートルで、平成9年に都市計画決定を行い、同年に事業認可を受け、整備を行っております。

事業内容といたしましては、総延長160メートルで、そのうち斜行エレベーター区間は約97メートル、標準幅員はエレベーター本体と両側の階段や緑地を含み約12メートル、高低差約50メートル、勾配60％となっております。また、利用者の利便性等を考慮した結果、乗降口を5カ所設置し、それにつながる連絡道路としての横道や起終点広場の整備を行います。エレベーターの収容規格といたしましては、想定利用者により17人乗り、往復

約4分で計画しており、また、運行時間帯としましては、路面電車の始発・終着にあわせ、午前6時から午後11時30分を予定しているところであります。

平成13年度におきましては、エレベーターのシャフト(エレベーター本体が入る躯体)や両側の階段等の工事を行い、平成14年4月の供用開始を目指しております。

なお、斜行エレベーター完成後は、市道として認定し、維持管理をしまいいりますが、エレベーター内部が閉鎖された空間となるため、その安全対策としては、外部からエレベーター内部が見られるように窓をあけるとともに、監視カメラ等によるセキュリティ会社と直結するなどのできる限りの対策を実施することで、利用者の安全確保に万全を期したいと考えております。

斜行エレベーターの定期点検の方法については、利用者の方々に支障を来さないように、点検の日時を事前にお知らせすることや運行時間外に行うなどの方法を検討し、対応したいと考えております。

以上でございます。

○都市建設部長(諸岡克重君) 斜行エレベーターに至るまでの道路整備についてお答えいたします。

南大浦地区まちづくり事業の推進につきましては、平成9年11月から地元協議を行いながら、南大浦地区まちづくり基本構想の策定を進めてきたところでございます。

議員ご指摘の斜行エレベーターの地権者の代替地の問題につきましては、斜行エレベーターの地権者が当代替地を希望されたことから、当代替地を旧地主から市が一たん買い上げる形で、地権者に払い下げを行ったものであります。地権者へは将来、道路にかかることもある旨を説明いたしましたが、その時点では、道路線形が未確定であったことなどから、壁面の後退については、お願いできませんでした。このことで、地権者や地元の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことにつきましては、申しわけなく、反省しているところでございます。

ご理解のほどよろしくお願いいいたします。

○31番(中野吉邦君) それぞれお答えをいただきましたが、改めて再度、再質問をさせていただきます。

まず、交通災害共済制度の見直しについてですが、見直しの時期にきていると、検討委員会をつくりたいと言われていますが、平成13年のこの1年をそのまま過ぎると、平成14年度には、もう2,000万円用意しなくてはいけないんです。検討委員会をつくられても結構ですけれどもね、いつまでに結論を出す予定なのか。1年おくれていけばおくれていくほどお金を継ぎ足さなくてはならないんです。

それで、我々は、これを委員会で論議しているときに、基金が1億円を割ると、もうこの事業は赤ランプなんですよということを行政側の方から言われているんです。その都度、我々は委員会で指摘をしているんです。そして、その間に何の検討もやってないではないですか。今改めて、ここで検討委員会をつくりたいと言われるなら。だって、もうこれはですね、県内でも同じ時期に始めた諫早市はもう廃止をしているんです。佐世保市だって廃止の検討を行っているんです。全国でもう7つも8つも、検討に入ってるんですよ。そして加入率は、そのまま変わらない。民間の方は、もっと高額な補償を出されているんです。

そういう時期から考えてみれば、このスタートした時期から比べてみれば、もう本当に考え直す必要があるのではないかなと思います。

そして、この共済見舞金をですね、基金をつくるために、長崎が3,500万円、基金に繰り入れているんですよ、当初に。それを考えていくと、この請求権が3年間さかのぼる、10年度、11年度、12年度だけでも4,986万5,000円持っとかないと、この見舞金の支給ができなくなっちゃうんです。そうすると、このままの状態で行くと、あっという間に、この交通災害共済事業だけで1億円用意をしなくちゃいけなくなっちゃうんですよ。ですから、早めに決断をしてくださいと言った。そして、ね、検討委員会をつくるということですが、では、この検討委員会をつかって、いつまでに結論を出すか、その辺のところをはっきり言っていたきたい。そうしなければ、毎年、来年度は2,000万円出したら、次の年は4,000万円、その次のときは6,000万円と出していかなくちゃいけないんです。ですから、検討委員会をつくるのは結構ですが、いつまでに結論を出すのか、明確にお願いをしたいというふうに思います。

それから、次に、出島の復元についてお尋ねをしたいと思います。19世紀の初頭を目指して復元をなさっている。莫大な金がかかることはわかります。本物をつくられることもすばらしいことだと思います。ですけれども、教育委員会がやっていることはばらばらではないですか。だって、平成7年でしたか、8年でしたか、オランダの国旗をポールを立てた、ああいうのは本物ですか。あの場所にあるわけではないではないですか。19世紀の初頭のときには、出島の一番右端にあったんです。私は、それは委員会で指摘をして反対をしました。勝手にあなたたちは、自分たちの都合のいいときは、出島の今のど真ん中に立てているではないですか。

そうしたら、この5棟の復元見てくださいよ。料理部屋59.62平方メートルしかないんですよ。費用は6,961万8,000円、坪単価385万4,400円かかっているんです。そして、これが10年も20年も30年もたっていったら、この料理部屋がだんだん老朽化していくと、また、その時期にやりかえるか、補修をしなくちゃいけない。今の時期に385万円坪単価かかっていたら、30年後はどのくらいかかるんですか。余りにも金をかけ過ぎると私は思います。

先ほど教育長のご答弁の中では、ガラスとか何とか言われていました。あそこの今これにでき上がっているガラスは、今使っているガラスではないですか。19世紀初頭にですね、あんなにすばらしいガラスはありましたか。グラバー邸の窓にあるガラスが19世紀時代のガラスですよ、ひずみがあるやつ。本物をするなら徹底的にそこまで本物をやってくださいよ。中途半端なことでお金だけをかけ過ぎている。ある程度のところでいいのではないですか。それで、こういう金のかけ方をすると、せっかく全国の多くの善意をいただいて、10億円出島の基金をためた金を、今度、復元の5棟に使われるというならば、一遍でこの10億円の基金はなくなっちゃいます。やはり文化庁の指導も必要かもしれませんが、考えてみれば、こんなに1坪当たり385万円もかかるような建築費が本当に必要なかどうか、余りにも私は、常識逸脱をしていると思います。

だから、今度6棟を復元するということから、もっと私は、大変な金額がかかるのではない

かなという心配をしておりますので、ぜひ、先ほど関係機関と協議してと、関係機関といたらこれは文化庁しか関係機関ないではないんですか。文化庁と協議したって、文化庁は全くその時代のものを使いなさい、その時代のものを使いなさいって、それと使うのが一番いいのかわかりませんが、それを集めて、それをやったら今みたいな坪単価385万円もかかるなんていうのは、私は、常識では考えられないと思います。だから、復元5棟につきまして、今度の6棟につきましても、具体的に、どういうふうなことをどのくらいでやりたいのか、関係機関と協議をしてとうたわられています、その辺のところをもう少し説明をしてください。

あわせて、これはどちらの方からお答えいただくかわかりませんが、10億円の基金を集めて、そして、出島復元募金活動推進委員会というのは、ことしの2月の26日で解散をなさったんです。具体的に、長崎市に一任されているのなら結構でしょうが、まだ、使い道について検討していないという段階だったら、私は、解散した意味がないと思います。この10億円についてどうするのか、どういうふうに活用するのか、明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、2点について、まず、お答えをいただきたい。

○市長（伊藤一長君） 中野議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、出島の復元募金の10億円の活用の件でございませぬけれども、冒頭でも申し上げましたけれども、壇上でも申し上げましたが、ご希望としては、表門を復元するときに使っていただけたらというご希望は、役員の方々も含めてございます。

ただ、問題は、皆様方ご案内のように、表門の復元の場合には、今度は、中島川を渡りまして、反対側の民有地の公園化の場合の買収の問題がまだ進んでおりませんので、頑張っていますが、残念ながら進んでいないという経緯等もございまして、なかなかそれを実現するには至らないという問題等もございませぬ。

それと、公有化の問題が、意外と、意外とと言ったらおかしいんですが、関係者の方々の本当にご理解をいただきまして、かなり早いピッチで公有化が進みましたので、そうなら水門も含

めて、南側の方の復元も含めて、どうしたらいいのかなと、先ほど申し上げましたように、出島橋の問題もございませぬ、あるいはポンプ場の問題もございませぬ。そういう問題も含めてどうしたらいいのかなというのがある意味では、いい意味で一度に出てきたということございませぬので、この問題も、そう時間をかけられませぬので、文化庁のことを言えば、また議員さんはお嫌いになるかもしませぬが、出島審議会を含めて、関係機関の方々と協議をして、やはり余り時間をかけない中で、この方向づけを出していくということは、私は大事なことはないかなと、しかも、当初出しました中期の計画がございませぬので、こういうのを一応ベースにしなごら頑張ってまいりたいというふうにごら考えていませぬので、よろしくごら願ひ申し上げたいと思ひませぬ。

それから、もう1点目の交通災害共済の問題でございませぬが、これは、検討委員会を速やかに立ち上げさせたいと思ひませぬ。いつまでに、その方向を出すのか、お金がなくなごてきていませぬではないかと、しかも、3カ年間のそういうものをちゃんと確保しなごらなければいけなごたないかということも含めながらのいわゆる検討委員会になごらうかというふうにごら思ひませぬ。

ですから、存廃という過去の委員会審議のことも含めて申し上げましたけれども、廃止をするのか、それとも場合によっては、過去、会費を上げさせたいごたいた経過がございませぬので、会費を皆様方の総意である程度上げてもいいごたないかと、そのかわり、ほかの面がかなり充実していませぬではないかと、そういう形に相なるのか、これは検討委員会の中で、やはり速やかに方向を出すべきであるというふうにごら思ひませぬので、よろしくごら願ひさせたいごたいたと思ひませぬ。

以上でございませぬ。

○教育長(梁瀬忠男君) 復元建造物の建設の件でございませぬけれども、先ほども答弁いたしまごたが、文化庁の許可がごらいるということでありませぬ、この文化庁のもとに、復元建造物を検討するための専門委員会というのがございませぬ。そこで許可を得ませぬ、建築に移ごたっていくわけがございませぬけれども、そのごら指定史跡の復元につきませぬは、かなり詳細な、シビアなといひませぬ、やはり本物の場所に本物を復元しようというごら意

図のもとに、かなりシビアに小さく基準が決めらごていませぬ点がございませぬ。

したがごて、私どもも、そこら辺をクリアしての復元となごりますので、地域の中に建造物復元検討委員会というのを設けませぬ、そこで、るるそこをクリアするための検討をしてごたいたごて、そこで計画をつくごて申請をしていごての建築ということになごるわけがございませぬ。したがごて、先ほども申し上げたごて、そこには、工法、材質を含めて、そういうふうにごら小さく基準が決めらごていませぬ関係で、どうしても建設費が高騰してごらいる部分があるということがございませぬ。

したがごて、私どもも、その指摘というのごら一定、わかごてもありませぬので、よその都市の史跡内の復元でどうごらだろうかと、こういうごらことも、よその都市とも一つの建設費の悩みとして協議をさせたいごたいた部分がございませぬが、その点でも、やはり他都市につきませぬ、確かにおっしごらるごらように、一般の建築等からごらすると相当高額であると、その辺については、少し悩みを持ごちごちごて、どこも対応してごらいるというごら現状もございませぬ。

しかしながら、私どもといたしまごては、やはりそういうごら指摘もございませぬので、今後は、そのごら建造物復元検討委員会、地元でもつくごちませぬが、ここを踏まごて、より文化庁の専門部会でごて、やはり建設費の高騰の問題について、より適正な額といひませぬ、少し抑えらごたないのか、そういうごらことを含めて、今後、十分に協議をしていごちたい。そして、ごらできるだけ高騰したごらような建設費ではなくごて建設が復元されごていごちたらというふうにごら思ごておごちませぬので、その点について、今後、十分努力をさせたいごたいたごらいうふうにごら考えておごちませぬ。

○31番(中野吉邦君) わかりませぬ。交通災害につきませぬは、ごらぜひ早めに結論を出ごていごちたい。私は、廃止するごらことが一番ベターだごち思ごていませぬ。今、市長ごらからごら答弁ごちたごちませぬように、もしかごらしたら掛金を上げるごらということもあごちるかもごらいうごら話も出ませぬ。もし、そういうふうになごちたごらならば、今、一般会計から繰り入ごちていごちる生活保護受給者の分は、何ごちでこの分まで、年間500円の掛金を払ごちてやらごちなくちごちいけなごちないのか。そのごらくらいは、私は、生活保護者の方でもごらすね、

自分で払うべきだと思います。その点もあわせて検討していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

出島につきましては、本物志向は、大変結構です。本物志向をやるならば、まず、最初から徹底して、オランダの国旗掲揚部もある場所に移して本物にしたらどうですか。それと、中の使い道は自由勝手と言いながら、ヘトル部屋にはエレベーターもつけています。19世紀の初頭には、エレベーターなんかありませんよ。それでは、そのときは使用の方法については、あなたたちは文化庁に許可もらいに行ったんでしょう。なぜ、こういうふうに坪単価385万円、これ常識で考えられませんよ。ただ僕ら文化財だからだまってたんですよ。ですけど、あとまた次々に復元をしていかなければいけない、そうしたら、どこかのところである程度、基準を決めていいではないですか。私は、ぜひ関係機関と協議をしますということです。文化庁は入れないで、逆に文化庁にですね、あなたたちの考えは少し非常識ですよというようなことを教えてやったらどうですか、地方から。そういう意味で、ぜひ今後は、坪単価がこんなかかるような復元は、私は一切やめていただきたいとお願いをしておきます。ご意見があれば、後でお答えください。

次に、都市計画行政についてお尋ねをいたします。

市長さん、出雲の浄水場は、もう多くの議員さんがご質問をして、平成8年にはすべての事業は設計まで全部終わっているんです。そして、5年間何にもしていないんです。地権者の皆さんの買収にも入っていない。今、市長のご答弁では、上の件の道路ができたから、それを考えて、どうしても歩道の設置が必要になったから、道路の変更をするということですが、だったら、なぜその間、1回も話をしないのか、私は不思議でたまらないんです。これは行政の怠慢ですよ。先ほども壇上で言わせてもらいましたが、無責任極まりないと思いますよ。ですから、この辺のところは、あえて市道出雲17号線とあわせて、目標年度をこの際はっきりと言ってくださいよ。公園化も一緒に。次の答弁は、それをお願いをしたいというふうに思います。

それから、水道局長にちょっとお尋ねをします

が、地方公営企業法から言わせればですね、この予算から言わせれば、私は、地方公営企業の場合には、事業の効率的運営を考慮して収入の確保を図る見通しをつけ、その収入を確保するために必要最小限の支出を見積もることによって予算がつけられる。こういうふうにあるんですね。そうしますと、出雲の浄水場跡地は使っていないんですよ。むだな財産ではないですか。そしたら、それを一般行政に売っておけば、昨年の12月水道料金の値上げはする必要なかったんですよ。そうではありませんか。なぜ、そういうことができなかつたんですか。片一方では、何にも使わない財産を持つといて、5年も6年も手をつけることができなかつた。そしたら、こちらの方に譲っておけば5億で売れたのか6億で売れたのかわかりませんが、そうすると、昨年の12月に我々、水道料金の値上げについては猶予期間があって、1年ぐらいつまびたかもしれないじゃないですか。その辺の財産の売り渡しがどういうふうになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、斜行エレベーターの件につきましてお尋ねをしますが、これにあわせて道路の拡幅をやることになっていたんです。4メートルから6メートル。そして、14名の地権者の中で1人だけどうしても代替地がほしいということで、長崎市は、その方に代替地をあっせんいたしました。それが、4メートルから6メートルに広げる道路の中に、その代替地があって、そして平成11年の11月16日に市が買収をして、平成11年11月、すぐその日にその方にその土地を譲っているんです。その前に、地域の皆さんには斜行エレベーターをつくりますから、既存の道路を6メートルに広げますと説明をしているんでしょう。

そしたらね、その6メートル道路にかかる人にご協力をお願いをします、しますと言いながら、市が代替地をやった人には1メートルも2メートルもひかず、そのままの形で家を建てさせて、許可をしているんです。去年の平成12年の4月に確認申請を出して。なぜ、市があっせんをしてやった道路ですから、地域の皆さんは、せっかくだったら市が土地をあっせんをしたんだから、何でそこまで言えないんですかと。我々は、なんでそしたら協力しなくちゃいけないんですかということまでなっているんです。

どうも、その辺のところは庁舎内の連絡がうまくいってないかどうかわからないんですけども、なぜ、確認申請が出た段階で1メートルないし2メートルのバックがお願いできなかったのか。あるいは代替地を与えたときに、ここは道路の拡幅がありますから、すべて譲れませんと、1メートル、2メートルをひいてからしか売れませんということができなかったのか、その辺をはっきりお答えをいただきたいというふうに思います。

○水道局長(峯 繁紀君) 出雲浄水場跡地の問題でお答えをさせていただきますけれども、当該地は、昭和63年3月に小ヶ倉浄水場が完成しまして稼働を開始したことに伴いまして、現在、浄水場としては機能しておりませんが、大浦地区の給水の配水池として使用いたしております。

したがいまして、この部分は、今後とも、水道局の方で使用するということになりますけれども、それ以外の分につきましては、一般会計の方でお願いしたいということで、我々もできるだけ協力していくという体制をとっております。この件につきましては、平成7年当時ですね、市長部局の方から照会がございまして、平成8年の4月に確認事項として、既に回答を行っているところでございます。

先ほど、こういった土地を持ちながら、それを売ったらもっと料金の方に、また、改定をせずに済んだのではないかというお話がございましたけれども、私どもが財政計画を立てますときに4年の算定期間というのを立てておるわけですが、平成8年のときに、実は料金改定をお願いしようという考えであったわけです。ところが、議員さんにもご説明しましたように、平成5年の改定の後に、異常湧水が起りまして、そういった状況の中で、市民に迷惑をかけている中でですね、平成8年度の料金改定がいかげなものであるかという市長の政治判断もございまして、その点、一般会計からもご助成もいただきましたし、私どもも行政改革という一つの企業努力と申しますか、そういったことを行いました結果、8年間値上げせずに済んだということになったわけでございます。その後、料金改定を昨年お願いしたわけでございますけれども、そういったことで、これは、購入側のご意向もあると思いますけれども、私どもとしては、もし仮に、これが金が入ってきておりま

したら、幾分改定率が変わるかもしれないというような状況でございます。

今後、これが入ってきましたら、私どもも、次の財政計画に対しまして、そういった活用の方法も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長(梁瀬忠男君) 旗竿の件についてお答えをさせていただきます。

日蘭交流400周年の記念事業で何かシンボリックなものがほしいと、こういったことがありまして、仮設的に特別な文化庁の許可を受けまして、あそこに設置をさせていただいたという経過がございます。

それともう一つ、エレベーターの件でございますけれども、ヘトル部屋に確かにエレベーターを今、設置しております。これにつきましては、ヘトル部屋の内部につきまして、調査の結果が十分でなかったということで、内部の復元が非常に難しいという状況がございまして、その中から、では、あそこの中に一つ、多目的にでも使えるようなスペースがあったらどうかと、これは建造物復元検討委員会、それと文化庁の方の審議の中で、そういったことになりまして、そうなりますと、現下のバリアフリーの状況でございますので、エレベーターをとということでお願いした結果、活用させていただいている経過でございます。

よろしく申し上げます。

○土木建築部長(向井正人君) 出雲浄水場跡地への取付道路につきましては、用地買収が一番問題であると考えておりますが、平成16年度から17年度を完成目標に事業を進めたいと考えております。

以上でございます。

○都市建設部長(諸岡克重君) 代替地として売却するに当たりまして、なぜ道路の後退の話ができなかったのかという中野議員の再質問ですが、斜行エレベーター建設用地の地権者への代替地を払い下げた時点では、道路拡幅の方針はあるものの道路線形が未確定でありまして、市道沿線の地元住民の皆様との協議や戸別訪問も行っていなかったことなどから、関係部局との連携が十分図れず、壁面の後退についてお願いできませんでした。このことについて、地元地権者の皆様には困難を与えたものと考えており、深く反省をいたしております。

今後は、このことを教訓に、地元まちづくり協議会と協議を重ね、関係部局との十分な連携を取り、住み続けられるまちづくりの事業推進を図りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○31番(中野吉邦君) 市がですね、土地を代替地でしてなければ、そんなに問題は起きていないんです。市がやって、市が片一方では道路を拡幅するとやっているものですから、ほかの皆さんは、市がその方に協力をお願いするのは当然ではないかと、地区の皆さんは、今、不満たらたらですからね、ぜひ、きちんとやらないと大変なことになると思いますよ。

それでは、もう一つ、片淵中学校の跡地の問題ですが、その市街化調整区域になる。しかし、片一方では、この総合計画書の中には、緑で地区公園化としているんですから、私は、この答弁の中には、トイレもつくります、水道も置きますというふうに答えてくれるのかなと思ったら、逆に、多額の金が必要だと、上水道が800メートル、下水道が300メートルかかりますから。そしたら、こういう地区公園ですよという、最初に我々に、こういうところに緑の丸印をつけるのはどうかと思いますよ。そして内部協議を、関係課長会議を開くと言っていますが、ぜひ早急にやっていただきたい。

時間ありませんので、最後にお聞きしますが、

では、今の片淵中学校の跡地は、どういうふうに活用するのか、改めてこの点だけで結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

○市長(伊藤一長君) 中野議員の再質問にお答えをいたします。

跡地の活用につきましては、今のところ、まだ白紙でございます。今後とも、関係者の方々と協議をすることに相なるのではなかろうかと。いろいろな要望とか、そういうのは出ていますが、現在のところ、まだ白紙でございます。

以上でございます。

○31番(中野吉邦君) 今までのご答弁の中で、検討協議会をつくるとか、地区協議会をつくるとかというご答弁が出ています。そういうのも結構でしようけれども、市長が決断をしなくちゃいけないときは、速やかに私は決断をしてほしいというふうに思います。その方が行政はうまく進むときがあると思いますので、ぜひ、そういう形をとっていただければと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○副議長(江口 健君) 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、次回の本会議は6月11日午前10時から開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会午後2時0分 =

~~~~~  
上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年8月3日

議 長 鳥 居 直 記
副 議 長 江 口 健
署名議員 久 米 直
署名議員 柴 田 朴